

# 広報あおもり

2024年10月号



青森県警察シンボルマスコット  
「アピーくん」&「レピーちゃん」

青森県警察本部 広報課

# ～目次～

- 犯罪被害へのご理解をお願いします【警務課】
- 特殊詐欺の被害をなくそう！【生活安全企画課】
- 秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ【生活安全企画課】
- 子供に関する相談は少年サポートセンターへ【人身安全対策課】
- あなたの心に寄り添う相談電話「性犯罪被害110番」があります【捜査第一課】
- 拳銃等違法銃器の根絶を【捜査第二課】
- 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう【交通企画課】
- シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう【交通企画課】
- ルールを守って自転車事故を防止しよう【交通企画課】
- 運転免許自主返納者支援のご案内【交通企画課】
- 10月の広報予定

## ～犯罪被害へのご理解をお願いします～

犯罪の被害に遭われた方は、犯罪による直接的な被害（けがをする、ものを盗まれる）だけでなく、被害後に生じる様々な問題に苦しめられています。

このような問題は「二次的被害」と呼ばれます。

例えば…

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調



医療費の負担や、失職・転職などによる経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道等によるストレス、不快感

…などの問題が生じます。

周りの人たちは、被害者を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。

犯罪被害者等の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。



### 警察における被害者支援の取り組み

警察では、被害者の要望に応えるため、関係機関・団体や地域の皆様と連携して、被害者の抱える問題の解決に努めています。

詳しくは 県 警 H P

青森県警察 犯罪被害者支援

検索

問合せ先

青森県警察本部警務課犯罪被害者支援室

電話 017-723-4211（代表）



犯罪被害者等支援シンボル  
マーク「ギュっとちゃん」

# 特殊詐欺の被害をなくそう!

## 生活安全企画課

◇青森県内の令和6年8月末現在の特殊詐欺発生状況（暫定値）

認知件数 **56件**

被害金額 **約8330万円**

8月末までに認知した56件のうち、**39件**が**架空料金請求詐欺**でした。

架空料金請求詐欺とは、架空の名目を理由にお金をだまし取ることです。今回は、そのうちの「パソコンのウイルス除去費用名目」と「副業」をかたる手口をご紹介します。

### 架空料金請求詐欺

#### ●パソコンのウイルス除去費用名目の手口

パソコンを操作中に**警告音**が鳴り、画面に「**ウイルスに感染しました。**  
**サポートセンターはこちら。**」などと表示され、画面に表示された電話番号に電話をかけると「**修理代としてコンビニで電子マネーを買って、コードを教えてください。**」などと指示されます。

⇒ 一度支払うと、理由をつけて**何度も**お金を要求されます!  
(例：電子マネーのコードが読み取れなかったなど)



#### ●副業をかたる手口

インターネットやSNSで副業の広告を開くと、相手から**SNSでのやりとりを要望**されます。その後、副業(実際は嘘)を勧められ、手数料などを名目に**指定された口座への振込**を求められます。

例①「指定するSNSアカウントに『いいね』をすると報酬をもらえますが、事前にお金を払ってプランに加入すると、さらにもらえる報酬が増えます。」

例②「ネットで商品販売を始めるために、指示通り代金を振り込んでください。」

⇒ 副業の報酬を出金しようとしても、引き出すことは**できません!**



青森県警察特殊詐欺被害防止キャラクター「サキかもくん」

**携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺の被害に遭っていませんか」と声掛けをお願いします。**

**身に覚えのないお金の話は一人で対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。**

**警察相談専用電話 #9110または017-735-9110**

# 秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ

## 生活安全企画課

### ◆ 秋の「安全・安心まちづくり旬間」とは

「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」に基づき、官民一体となった各種犯罪の抑止対策を集中的に展開する期間であり、県民の皆さんの自主防犯意識の向上を図ることで、安全で安心して暮らせる青森県の実現を目指します。



### ◆ 期間

10月11日（金）から10月20日（日）までの10日間



### ◆ 活動重点

#### 1 子供と女性の犯罪被害防止

子供や女性を対象とする不審な声掛け、つきまとい行為などは、性犯罪等に発展するおそれの高い「脅威事犯（令和6年2月末までは前兆事案）」として、対応を強化しています。

**皆さんの通報が事案の早期解決、被害の拡大防止に繋がります。**脅威事犯情報がありましたら、最寄りの警察署までご連絡をお願いします。

#### 2 特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止

青森県内の令和6年8月末現在の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害は、認知件数、被害金額ともに前年より大幅に増加しており、危機的状況です。

特に、「有料サイトの未納料金がある」「ウイルスに感染したパソコンを修理するため」等の理由でお金をだまし取られる「架空料金請求詐欺」や、SNSで知り合った人に投資を勧められ、投資を始める資金名目でお金をだまし取られる「SNS型投資詐欺」の被害が多く発生しています。

**お金に関する電話やメールは一人で対応せず、必ず家族や知人、最寄りの警察署、交番、駐在所に相談してください。**

#### 3 鍵掛けの励行による窃盗被害防止

犯人は鍵のかかっていない建物や自転車、車を狙っています。

**短時間の外出や、夜間、在宅中でも必ず鍵を掛けるようにしましょう。**

#### 4 万引き防止

万引きで検挙された方の約半数が65歳以上の高齢者です。

**万引きは犯罪であり、「しない、させない、見逃さない」ための環境づくりも重要です。**

# 子供に関する相談は少年サポートセンターへ

## 少年サポートセンターは何をしているところ？

非行や犯罪被害などの問題を抱えた少年の立ち直りを支援するための機関です。少年自身や保護者からの相談を受けるほか、検挙・補導された少年や問題行動のある少年、犯罪被害に遭った少年が

- 犯罪を繰り返さない (再非行防止)
- 問題行動がエスカレートしない (未然防止)
- 再被害に遭わない (再被害防止)

よう、少年や保護者に寄り添い、継続的な支援活動を行っています。



少年問題に関する専門的な知識や技能を持つ「**少年補導職員**」が、保護者の同意を得たうえで、保護者と協力し、少年の抱える問題に応じて助言や面接指導を行うほか、学校や関係機関、地域の警察ボランティアと連携しながら、少年の立ち直りに向けた支援活動を展開しています。

## どんな活動をしているの？

### 《少年相談活動》

少年のことなら、相談者、内容は問いません。相談内容によっては他の機関を紹介することもできます。

### 《継続的な支援活動》

面接、電話による専門的な助言指導のほかに

- 修学、就労支援活動
- 農業体験活動（地域と連携）
- 学習支援・物作り体験活動（ボランティアと連携）

なども行っています。



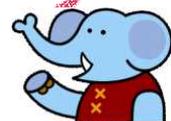
## 少年サポートセンターはどこにあるの？

少年サポートセンターは県内に4か所！

- **青森少年サポートセンター**  
新町センター（警察本部内） ☎0120-58-7867  
安方センター（青森警察署内） ☎017-776-7676
  - **八戸少年サポートセンター**  
（八戸警察署内） ☎0178-22-7676
  - **弘前少年サポートセンター**  
（弘前警察署内） ☎0172-35-7676
- 受付時間：月～金 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）



《少年サポートメール》 [youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp](mailto:youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp)  
24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）



青森県警察本部人身安全対策課

## あなたの心に寄り添う相談電話

「性犯罪被害110番」があります

～何度でも伝えます。「あなたは悪くない。」～



性犯罪の被害にあわれた方は、「恥ずかしい。」「自分にも落ち度があった。」などと思  
い込み、誰にも言えずに、一人で苦しんでしまう傾向があります。

被害にあわれた方は決して悪くありません。

悪いのは卑劣な犯人です！

青森県警察本部では、性犯罪の被害にあわれた方やそのご家族・ご友人の方等を対象  
とした、性犯罪被害専用の相談電話

「**性犯罪被害110番**」を設置しています。

あなたは1人ではありません。まずは相談しませんか？

「性犯罪被害110番」

**0120 - 89 - 7834**

【全国共通相談電話】 **# 8 1 0 3** (ハートさん)

\* 全国共通相談電話は、ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都  
道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



曜日	時間	受付者
月～金	8:30～17:15	希望する性別の 警察官が対応
	上記以外の時間	当直の警察官が対応
土・日・祝祭日	24時間	当直の警察官が対応

※ 当直時間帯は、希望する性別の警察官が不在の場合もあります。

相談？被害届？あなたの要望に応じて柔軟に対応します。

捜査の担当は、被害にあわれた場所を管轄する警察署となりますので、相談がなされ  
ると、必要に応じて相談窓口から管轄警察署または最寄りの警察署へ情報提供をします。

その後、情報提供を基に日程を調整し、担当がお話を聞くこととなります。

相談のみで終了することもできますし、犯人への処罰が希望であれば犯人検挙に向け  
た捜査を開始します。(事情聴取、書類作成、証拠品の提出等にご協力頂きます。)

被害者の**精神的、経済的負担を軽減するための各種支援**もありますので、お気軽にお  
尋ね下さい。



# 拳銃等違法銃器の根絶を!

## ◎ 拳銃についての情報をお寄せ下さい

- 拳銃を見た!
- 拳銃を持っている人を知っている!
- インターネットで拳銃が売られている!

このような拳銃についての情報をお寄せ下さい。

皆さんの貴重な情報が、尊い人命と平和な市民生活を銃器犯罪から守ることになります。

情報を提供された方の秘密は厳守しますので、ご協力をお願いいたします。



## ◎ 拳銃110番報奨制度を知っていますか

- 実名・匿名を問わず、拳銃110番に情報提供し、それによって拳銃等が押収され、かつ被疑者が検挙された場合に、状況に応じて報奨金が支払われる制度です。

報奨金の金額は、拳銃等が1丁押収された場合につき、10万円が目安となっています。

**全国共通フリーダイヤル**

**0120-10-3774 (銃みな無し)**



## ◎ 自首減免制度を知っていますか



正当な理由なく拳銃を譲り受けたり所持したりすれば、罪となりますが、

- 隠していた拳銃を処分したい
- あずかった荷物から拳銃が出てきた

等という場合は、すすんで警察に提出することによって[自首減免制度]が適用され、罪が軽減又は免除されます。

## ◎ 旧軍用拳銃を提出して下さい

皆さんの家に、旧軍用拳銃が眠っていませんか。

大切な人の形見でも、拳銃を所持することは法律で禁止されています。

- 子供がもてあそんで思わぬ事故につながる
- 盗難にあつて犯罪に利用されてしまう

などの危険性があります。

ご自宅で旧軍用拳銃を発見した場合は、速やかに最寄りの警察署、交番、駐在所に連絡、提出してください。

# 夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

交通企画課

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が多発する傾向にあります。

歩行者の皆さんも、ドライバーの皆さんも、「**自分の存在をアピール**」することが大切です。

県民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさないように、また、交通事故に遭わないようにしましょう。



## ○ 歩行者の皆様へのお願い

夕暮れ時・夜間に外出する時は、**反射材用品の着用**が効果的です。運転者からよく見えるよう、明るい色の服装と反射材用品の着用を心掛けましょう。

また、車のライトが点灯していても、運転者から歩行者が見えているとは限りません。道路を横断するときは、車の動きをよく見て、安全を確認しましょう。



## ○ 自転車利用の皆様へのお願い

自転車に乗る際は、**ヘルメットを着用**し、夕暮れ時は、自分の存在をアピールするため、ライトの早め点灯と反射材の着用を心掛けましょう。

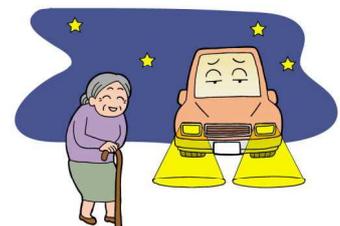
二人乗り、傘差し、携帯電話等を使用しながら自転車を利用するのは、大変危険です。絶対にやめましょう。



## ○ ドライバーの皆様へのお願い

**スピードを控えめ**にし、**早めのライト点灯**で、見ることを徹底しましょう。特に、横断歩道では、歩行者がいなか十分確認しましょう。

また、夜間に対向車・先行車がない時は、ライトを上向きにして、危険を早期に発見しましょう。



# シートベルト・チャイルドシートで命を守ろう

交通企画課

道路交通法により自動車の運転者は、

- シートベルトを着用しないで運転してはならないこと
- シートベルトを着用しない人を乗せて運転してはならないこと
- チャイルドシートを使用しない6歳未満の子供を乗せて運転してはならないこと

と定められています。

令和5年中の自動車乗車中の交通事故死者15人のうち、シートベルトを着用していなかった方が7人でした。

令和5年に実施されたシートベルト着用状況調査では、一般道における青森県内の運転席・助手席のシートベルト着用率は全国平均を上回っています。

しかし、後部座席の着用率は約4割で全国平均を下回るという結果になっています。

また、チャイルドシート使用状況調査でも、青森県内のチャイルドシートの使用率は全国平均を僅かに下回り、約2割以上が未だにチャイルドシートを正しく使用していない状況にあります。

調査結果

	本県	全国
運転席	99.6%	99.2%
助手席	98.4%	97.1%
後部席	41.1%	43.7%
チャイルドシート	75.0%	76.0%

「スピードが出ていないから大丈夫」、「子供をしっかり抱っこしていれば大丈夫」と考えていませんか？

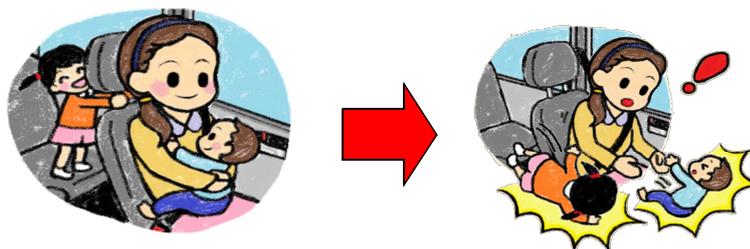
- チャイルドシートを使用していなかったために、事故の衝撃でダッシュボードや窓ガラスに体をぶつけ、大怪我を負う
- 車内から外に放り出されて全身に大怪我を負う

という交通事故が発生しています。

また、自分の車のスピードが遅くても、相手の車のスピードが速ければ、衝突時の衝撃は大きくなります。車は鉄の塊であり、その衝撃による反動は、人間の力では到底支えられるものではありません。

運転者は、シートベルトやチャイルドシートは自分と同乗者の「命を守る」

という意識を持ち、全ての座席でのシートベルト着用とチャイルドシート使用をお願いします。



# ルールを守って自転車事故を防止しよう

交通企画課

道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となるため、自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。

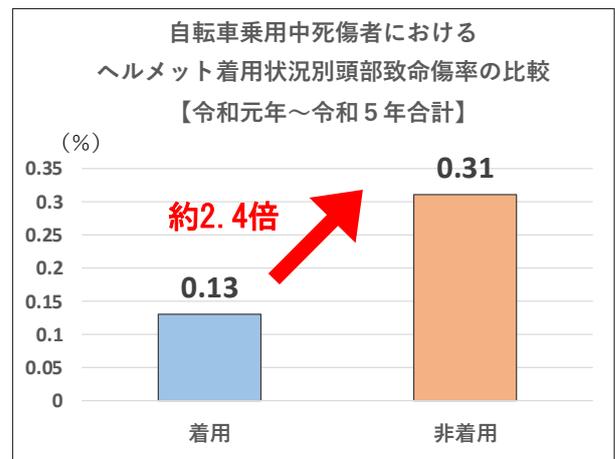
令和5年4月1日より、自転車利用時の**乗車用ヘルメットの着用が努力義務化**されました。しかし、県内の着用率は全国平均よりもかなり低いという現状にあります。

## 知っていますか？

自転車乗車中の事故で亡くなられた方の**約6割**が、**頭部に致命傷**を負っています。

事故で負傷した際の被害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。

自分に合ったヘルメットを正しく着用し、自分の命を守りましょう。



※警察庁統計資料より引用

## 正しいヘルメットのかぶり方

- 自分の頭の大きさに合ったサイズを選びましょう
- 眉の上あたりまで深くかぶりましょう
- あごひもをしっかり締めましょう
- あごひもはあごの間に指が1, 2本入るくらい



### ●自転車安全利用五則●

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



**ルールを守って、大切な命を守りましょう！**

# 運転免許自主返納者支援のご案内

交通企画課

高齢者の皆さんの中には、加齢による身体機能の衰えを感じ、車の運転が危険であると思いつつも、買物や通院のために運転を続けている方もいます。全国的にこのような高齢者の方々による重大交通事故が発生し、大きな社会問題となっています。

青森県警察では、車の運転に不安を感じて自動車運転免許証を自主返納した方々の生活を支援するため、「運転免許自主返納者支援事業」を推進しております。この事業は、運転免許証を返納し「運転経歴証明書」を取得された方に対し、タクシー運賃や商品の割引、商品宅配サービスなどの特典を協賛企業から提供するものです。

## ◇支援を受けるまでの流れ◇

### ①運転免許証を返納する



#### 【 自主返納の受付場所 】

- 青森県運転免許センター
- 弘前自動車運転免許試験場
- 八戸自動車運転免許試験場  
(八戸警察署内)
- むつ自動車運転免許試験場  
(むつ警察署内)
- 各警察署

### ②運転経歴証明書を申請し、交付を受ける



#### 【 運転経歴証明書について 】

- 運転経歴証明書は顔写真付きで、身分証明書として使用することができます。
- 有効期限  
無期限（更新の必要なし）
  - 交付手数料  
1,100円
  - 申請場所  
上記自主返納の受付場所と同じ
  - 申請可能な方  
運転免許証の有効期限内に自主返納した方、もしくは運転免許失効後5年以内の方

### ③協賛店に運転経歴証明書を提示して支援を受ける



↑このステッカーが支援協賛店の目印です↑

※ 詳しくは県警ホームページまたは「運転免許自主返納者支援協賛店一覧表」をご覧ください。

#### 【 支援協賛店について 】

- 支援協賛店数  
県内431店舗、17自治体  
(令和6年3月末現在)

#### 【 支援協賛店一覧表の配布場所 】

- 青森県運転免許センター
- 各自動車運転免許試験場
- 警察本部1階ロビー

運転免許自主返納事業のページはこちらです。  
自主返納の受付時間等もこちらから確認できます。



# ～10月の広報予定～

○ テレビ放送予定

放送予定はありません。

○ ラジオ放送予定

エフエム青森「あおもり・ふぁん」(毎週月曜日～金曜日 16:55～17:00)

第1週(1日から4日)	・ルールを守って自転車事故を防止しよう
第2週(7日から11日)	・秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ
第4週(21日から25日)	・拳銃等違法銃器の根絶を

○ RABラジオ「県広報タイム」(毎週月曜日～木曜日 7:30～7:35)

第2週(7日から10日)	・秋の「安全・安心まちづくり旬間」のお知らせ ・横断歩道は歩行者優先
第3週(14日から17日)	・拳銃等違法銃器の根絶を
第5週(28日から31日)	・社会全体で犯罪被害者を支えよう ・夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう ・運転免許自主返納支援のお知らせ

○ 音楽隊の派遣予定

10月1日(火) 憩いのコンサートinラピア ①12:00～12:45 ②14:00～14:45 (八戸市:ラピア)
10月7日(月) 令和6年度「安全・安心まちづくり青森県民大会」 15:20～15:40 (青森市:県民福祉プラザ)
10月13日(日) 安全安心まちづくりコンサートin縄なべまつり 12:00～12:30 (八戸市:八戸公園)

10月19日(土) 安全安心まちづくりコンサートin鉄道の日  
11:00~12:00 (青森市:ワラッセ西の広場)

10月20日(日) 十和田市セーフコミュニティ交通安全フェスタ  
11:30~12:15 (十和田市:イオンスーパーセンター十和田店)

10月23日(水) 第33回暴力団追放・銃器薬物根絶青森県民大会  
13:20~15:30 (青森市:リンクモア平安閣)